

④ 引き続き重要業務のすべての執行の決定に関与する場合

41の4の2-4 組合事業に係る重要業務（措置法令第26条の6の2第2項に規定する重要業務をいう。以下この項において同じ。）のすべての執行の決定に関与し、かつ、重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分のすべてを自ら執行する組合員は措置法第41条の4の2第1項に規定する特定組合員に該当しないのであるが、当該個人が組合員となった時からその年の12月31日までの間において組合事業に係る重要業務の執行の決定及び当該重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分の執行を行っていない場合には、当該個人は特定組合員であることに留意する。

措令第26条の6の2第2項に規定する「当該個人が当該組合契約を締結した日以後引き続き組合事業（……）に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は当該組合事業に係る多額の借財に関する業務（……）のすべての執行の決定に関与し、かつ、当該重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分のすべてを自ら執行している」とは、重要業務の執行の決定とその執行に継続的に参加することを求めるものである。

すなわち、当該個人が組合員となった日以後に行われたすべての重要業務の執行の決定に関与し、かつ、その重要業務のうちすべての重要執行部分を自ら執行していることが必要とされる。

したがって、組合員となった日以後重要業務の執行の決定と重要執行部分を自ら執行する機会がない場合には、その機会があるまでの間はこの要件を満たさないこととなる。なお、既に行われた重要業務の執行の決定（新たにその組合契約に係る組合員となった者及びその組合契約に係る組合員たる地位の承継によりその組合契約に係る組合員となった者については、これらの組合員となった後に行われたものに限る。）に一度でも関与しなかった場合、又はその重要業務のうち重要執行部分を一度でも自ら執行しなかった場合にはこの要件を満たさないこととなる。

